

2019年10月29日

受益者の皆様へ

SBIアセットマネジメント株式会社

ニッポン創業者株式ファンド 信託終了(繰上償還)予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび「ニッポン創業者株式ファンド」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり信託を終了する予定でございますので、お知らせ致します。

この信託終了(繰上償還)につきましては、投資信託及び投資法人に関する法律及び信託約款の規定にしたがい、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)の成立が必要となります。

つきましては、本書面及び別紙の「書面決議参考書類」をご覧のうえ、繰上償還に関する決議の賛否及び必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入いただき、弊社までご郵送くださいますようお願い申し上げます。

**なお、本ファンドの繰上償還に賛成いただける場合には、特に必要なお手続きはございません。
〔議決権行使書面〕をご返送いただかない場合は賛成するものとみなします。**

敬具

記

1. 信託終了(繰上償還)の理由

本ファンドにつきましては、信託約款第44条において、受益権の総口数が10億口を下回った場合には、書面決議の成立(本議案の可決)をもって信託を終了(繰上償還)させることができるとしています。

現状、本ファンドの受益権総口数は約1.9億口(2019年9月30日時点)と、信託約款に定める繰上償還となる基準である10億口を大きく下回る状態が継続しております。今後も純資産残高の回復は見込み難しく、本来の商品性を維持した効率的な運用を継続することが困難な状況であると考えられることから、弊社といたしましては、このまま運用を継続するよりも繰上償還することが受益者様にとって有利であると判断いたしました。

2. 信託終了(繰上償還)の手続き及び日程

| | |
|----------------|-------------------------------------|
| ①受益者の確定日 | 2019年10月29日(火) |
| ②書面による議決権の行使期限 | 2019年11月25日(月)弊社到着分までを有効とさせていただきます。 |
| ③書面による決議の日 | 2019年11月26日(火) |
| ④信託終了日(予定) | 2019年12月17日(火) |
| ⑤償還金支払開始日(予定) | 2019年12月18日(水) |

※本議案の議決権を行使できる受益者は、2019年10月29日現在の本ファンドの受益者(2019年10月28日(月)の申込締切時間までに取得の申込みをされた方を含みます。)です。

※繰上償還が決定した場合、本ファンドの取得申込みは2019年12月4日(水)までとなります。また、換金申込みは2019年12月16日(月)まで受付いたします。ただし、販売会社によっては申込受付最終日より前に、取得及び換金の申込受付を中止する場合があります。

3. 書面決議における議決権の行使方法

議決権の行使は、同封の「議決権行使書面」に必要事項をご記入の上、2019年11月25日(月)弊社必着で、同封の返信用封筒にて弊社までご郵送いただくことにより行われます。

なお、議決権を行使されない場合(議決権行使書面を返送されない場合)は、信託約款の規定に基づき賛成されたものとみなされます。したがって、この信託終了(繰上償還)に賛成いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

[ご注意事項]

- ・本議案についての賛・否欄に記載がない場合は、賛成されたものとさせていただきます。
- ・受益者の方が本信託終了について、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権が無効となりますのでご了承ください。
- ・ご提供頂いた個人情報、当該議決権行使に係る手続きを目的とするもので、その範囲を超えて使用することはありません。

4. 書面決議の結果

(1)本議案が可決された場合(賛成する受益者の受益権の合計口数が、受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2以上である場合)

⇒ 本ファンドは、2019年12月17日(火)に信託終了(繰上償還)となります。

なお、当該償還の日までの運用におきましては、信託終了に向けて、組入資産の売却を行い資金化をはかってまいります。繰上償還決定から償還日まで基準価額は変動いたしますが、組入資産売却完了後は、基準価額は投資対象資産の価格変動を反映しなくなりますので、ご留意ください。

(2)本議案が否決となった場合(賛成する受益者の受益権の合計口数が、受益者確定日現在の受益権の総口数の3分の2未満である場合)

⇒ 信託終了(繰上償還)は行わず、従前どおりの運用を継続いたします。

※上記のいずれの場合も、書面決議終了後、速やかに弊社ホームページ等でお知らせします。

5. ご換金のお手続きについて

本ファンドは、議決権の行使期間中及び書面決議後も、通常通り換金のお申込みを受け付けているため、繰上償還に反対された受益者による受益権の買取請求は行いません。繰上償還が決定した場合、ご換金のお申込み受付は2019年12月16日(月)までとなります。(ただし、販売会社によっては申込受付最終日より前に、換金の申込受付を中止する場合があります。)

また、信託終了(繰上償還)が決定し信託終了日まで本ファンドを保有された場合は、償還金としてお受取りいただくこととなります。その際の償還価額は、2019年12月17日(火)の基準価額となります。

6. お問い合わせ先

本件につきご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。なお、お客さまの口座内容等に関するご照会は、お申込されました販売会社にお問い合わせください。

SBIアセットマネジメント株式会社

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

電話番号:03-6229-0097(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

以上

(別紙)

書面決議参考書類

1. 投資信託契約の解約の理由及び相当性に関する事項

本ファンドにつきましては、信託約款第44条において、受益権の総口数が10億口を下回った場合には、書面決議の成立(本議案の可決)をもって信託を終了(繰上償還)させることができるとしています。

現状、本ファンドの受益権の総口数は約1.9億口(2019年9月30日時点)と、10億口を大きく下回る状態が継続しております、今後も純資産残高の回復は見込み難しく、本来の商品性を維持した効率的な運用を継続することが困難な状況であると考えられることから、このまま運用を継続するよりも、繰上償還することが受益者にとって有利であると判断いたしました。

2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

2019年12月17日

3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

該当事項はありません。

4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

5. 財産状況開示資料等を作成した後に重大な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重大な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 直前に作成された財産状況開示資料等の内容

次ページ【財務諸表】をご覧ください。

以上

【財務諸表】

ニッポン創業者株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第5期 2018年6月4日現在 | 第6期 2019年6月4日現在 |
|-----------------|--------------------|--------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 32,483,959 | 16,144,133 |
| 株式 | 398,996,700 | 301,306,900 |
| 未収配当金 | 1,760,725 | 2,126,998 |
| 流動資産合計 | 433,241,384 | 319,578,031 |
| 資産合計 | 433,241,384 | 319,578,031 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 101,590 | 310,132 |
| 未払受託者報酬 | 78,439 | 63,524 |
| 未払委託者報酬 | 3,361,441 | 2,722,184 |
| 未払利息 | 88 | 44 |
| その他未払費用 | 493,776 | 537,840 |
| 流動負債合計 | 4,035,334 | 3,633,724 |
| 負債合計 | 4,035,334 | 3,633,724 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 220,990,328 | 199,943,951 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | 208,215,722 | 116,000,356 |
| 元本等合計 | 429,206,050 | 315,944,307 |
| 純資産合計 | 429,206,050 | 315,944,307 |
| 負債純資産合計 | 433,241,384 | 319,578,031 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第5期 | | 第6期 | |
|---|-----|--------------------------|-----|--------------------------|
| | 自 | 2017年6月6日 至 2018年6月4日 | 自 | 2018年6月5日 至 2019年6月4日 |
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 5,206,341 | | 5,529,562 |
| 有価証券売買等損益 | | 48,771,484 | | △75,004,151 |
| その他収益 | | 514 | | 1,087 |
| 営業収益合計 | | 53,978,339 | | △69,473,502 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 29,541 | | 17,245 |
| 受託者報酬 | | 155,194 | | 139,291 |
| 委託者報酬 | | 6,650,730 | | 5,969,270 |
| その他費用 | | 1,246,199 | | 1,326,558 |
| 営業費用合計 | | 8,081,664 | | 7,452,364 |
| 営業利益又は営業損失(△) | | 45,896,675 | | △76,925,866 |
| 経常利益又は経常損失(△) | | 45,896,675 | | △76,925,866 |
| 当期純利益又は当期純損失(△) | | 45,896,675 | | △76,925,866 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△) | | 2,346,077 | | △6,642,598 |
| 期首剰余金又は期首欠損金(△) | | 173,825,157 | | 208,215,722 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 25,480,544 | | 6,637,608 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額 | | 25,480,544 | | 6,637,608 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 34,640,577 | | 28,569,706 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額 | | 34,640,577 | | 28,569,706 |
| 分配金 | | - | | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金(△) | | 208,215,722 | | 116,000,356 |